



国民春闘共闘

第36号

2015年8月3日

国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館
☎ 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

中央最低賃金審議会 2015年度の最低賃金改定目安額を答申

全国加重平均 18 円の引上げ目安

地方審議会は目安を大きく踏み越える金額改定を

中央最低賃金審議会は7月30日、2015年度の地域別最低賃金改定の「目安」を塩崎恭久厚生労働大臣に答申しました。中央最低賃金審議会は47都道府県を賃金水準や地域の経済実態（工業生産など）によって、A～Dの4ランクに分けて目安を示します。今年度はAランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円で、全国加重平均で18円の引上げ目安にとどまりました。

Aランクは昨年と同額、B・C・Dランクは時給表示に統一されて以降で最高の上積み額となりますが、仮に目安通りに改定されたとしても、加重平均は798円に過ぎず、不十分な額といわざるを得ません。

厚生省は「生活保護との逆転は解消した」と言いますが、まやかしの計算方法による言い逃れであり、この額ではフルタイム働いても生活保護基準以下の収入にしかありません。また、雇用戦略対話の政労使合意で、速やかに到達すべき額とされた800円をクリアした地方は、3府県増えて7都府県となりましたが、700円台24道県、600円台も16県残っており、目標達成には遠い道のりです。

厚生省は、「格差の広がり幅を圧縮した」としていますが、目安通りに改定されたとすれば、最低額は693円、最高額は907円であり、その格差は、昨年までの211円から214円となり3円広がります。

安倍内閣は今年を目安審議にあたって、「経済財政運営と改革の基本方針2015」および「日本再興戦略」で特段の配慮を求め、安倍首相が大幅な引き

上げの意向を示しながら、労働者側委員が消費者物価上昇分と15春闘の賃上げ成果を合わせた「50円の引き上げ」を要請した翌日、内閣府は「最低賃金を10円、20円引き上げた場合の経済効果」とする

ランク 目安額	地 方	現 在	改 定				
A 19 円	東 京	888	907	C 16 円	石 川	718	734
	神奈川	887	906		新 潟	715	731
	大 阪	838	857		福 井	716	732
	愛 知	800	819		和歌山	715	731
	千 葉	798	817		山 口	715	731
B 18 円	埼 玉	802	820	D 16 円	宮 城	710	726
	京 都	789	807		香 川	702	718
	兵 庫	776	794		福 島	689	705
	静 岡	765	783		山 形	680	696
	三 重	753	771		愛 媛	680	696
	広 島	750	768		徳 島	679	695
	滋 賀	746	764		青 森	679	695
	栃 木	733	751		秋 田	679	695
茨 城	729	747	島 根	679	695		
C 16 円	長 野	728	746	岩 手	678	694	
	富 山	728	746	佐 賀	678	694	
	北 海 道	748	764	鹿 児 島	678	694	
	岐 阜	738	754	鳥 取	677	693	
	福 岡	727	743	高 知	677	693	
	奈 良	724	740	長 崎	677	693	
	群 馬	721	737	熊 本	677	693	
山 梨	721	737	大 分	677	693		
岡 山	719	735	宮 崎	677	693		
					沖 縄	677	693

*「改定」は目安どおりに改定された場合

資料を発表し、労働者側の要求額に応えない姿勢を示しました。それに勢いを得た使用者側委員は、昨年並みの改定すら拒否し、小規模企業の「賃金改定率 0.9%」を目安の根拠にすべきとし、さらに中国やギリシャの経済不安まで持ち出して、昨年を上回る目安はあり得ないと主張しました。この経過からも、安倍政権の姿勢が厳しく問われなければならなりません。

目安答申を受けて、各都道府県の最低賃金審議会での本格審議が開始します。全国各地で、生計費原則に基づいた最低賃金を達成し、審議会と労働局が目安を大きく踏み越える金額改定を決断するよう、働きかけを強めて行きましょう。

～大幅な引き上げ「目安」を！～

今年度の最低賃金改定額の目安を決める中央最低賃金審議会第 4 回目安小委員会が、7 月 28 日 15 時から翌 29 日早朝 7 時まで東京・中野サンプラザで開催されました。



全労連・国民春闘共闘は、目安小委員会の開催に先立ち 14 時から中野サンプラザ前で宣伝行動を実施。猛暑の中、約 40 人が参加し大幅な引上げ「目安」を示すように訴えました。

国民春闘共闘・小田川義和代表幹事（全労連議長）は、目安小委員会は、全国の最低賃金を引上げていく上で大きな意味を持つ委員会だとのべ、「アメリカでは最低賃金時給 15 ドルへの引上げが進んでいる。先進国から遅れている日本の最低賃金の水準を大きく引き上げ、少なくとも雇用戦略対話合意の実現を」と強調しました。

参加者からは「親の貧困が子どもの貧困に繋がっている。貧困解消のためにも賃金底上げの土台となる最低賃金の大幅引上げを」（生協労連・鈴木副委員長）、「最低賃金は、企業が払う最低目安の賃金ではなく、労働者一人ひとりが、労働組合に入っていようがいまいが、大企業で働いていようが中小企業で働いていようが、将来に希望をもった生活を保障するものだ」（全労連・新宿一般労組・保科委員長）、「世界的に見ても、全国一律最賃制が主流だ。日本のように面積が狭いのにも分かれた最低賃金となっている国は例外中の例外だ。早期に格差解消を」（自交総連・高城委員長）、「“日本には過労死するほど仕事があり、自殺するほど仕事がない”という言葉がインターネットにあふれている。働き過ぎの時代を終わらせるためには、労働時間の規制と同時に、人間らしく働き生活できる賃金水準を確保する必要がある」（首都圏青年ユニオン・山田事務局長）など次々と発言が続きました。



まもろう憲法と暮らし ストップ暴走政治 実現しよう！大幅賃上げと雇用の安定

(別添)

平成 27 年 7 月 30 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

中央最低賃金審議会
会長 仁田 道夫

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)

平成 27 年 7 月 1 日に諮問のあった平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解 (別紙 1) 及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告 (別紙 2) を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 及び「『日本再興戦略』改訂 2015」(同日閣議決定) に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

以上

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 27 年 7 月 28 日

- 1 平成 27 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	18 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	16 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	16 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 及び『「日本再興戦略」改訂 2015』(同日閣議決定) についても特段の配慮をした上で、とりわけ平成 26 年において消費者物価が上昇していること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下していること、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 3 項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 27 年 7 月 28 日

1 はじめに

平成 27 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、春季労使交渉で賃上げが妥結した労働組合員である組織労働者は 4 月から賃上げが実施されたものの、団体交渉の機会が無い未組織労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者は「ワーキングプア」と呼ばれる水準にとどまっていること等から、将来への不安を払拭し安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の大幅な引上げが必要であると主張した。

また、審議に当たっては、経済的に自立し、人たるに値する生活を営むことのできる最低賃金の適正な水準を念頭に置いて議論していくべきであり、賃金改定状況調査（第 4 表）に基づく引上げ幅のみの議論に終始すべきでない、と主張した。

現在の最低賃金の水準は、こうした観点からすれば不十分と言わざるを得ない。したがって、平成 26 年平均の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の 3.3% に加え組織労働者の賃上げ結果を上回る引上げが必要であると主張した。また、この物価上昇は各ランクに共通の事象であること等を踏まえた審議が必要である。

また、ランク間の水準の差も拡大してきており、経済実態に応じて全国的な整合性を確保できるような目安とすべきであると主張した。

さらに、雇用戦略対話合意の全国で最低でも 800 円という目標到達へ向け、また地域活性化という観点からも、早期に 800 円到達への道筋を示す目安額とすべきである。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

なお、本年の審議においても論点となった最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮すべき事実について参考にすべき資料等に関しては、目安全協で議論を尽くし、来年度の審議に万全を尽くすことが必要であることを主張した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、企業の経営環境は、安倍政権の経済政策によって、総じて改善してきているが、中小企業・小規模事業者では、円安による原材料価格の高騰や電

力料金の増大などによるコスト増や、人手不足による人件費の増大への対応に苦慮していることに加えて、取引先企業の海外進出による受注の減少、地域における人口減少などのマイナス要因もあり、景況感に大きな改善が見られるまでには至っていないこと、ギリシャの財政危機や中国の金融市場の混乱など、日本の実体経済の先行きについても不透明感が強まっていることを主張した。その上で、このような現状を踏まえると、中小企業・小規模事業者の活力を削ぐような事態を招くことになれば、地域の雇用・経済に深刻な悪影響を与えることになるかと主張した。

また、過去5年間にわたって、生活保護との乖離解消や、生産性と関係なく引上げを最優先する審議が続いたことにより、中小企業の支払能力を超えた大幅かつ急激な引上げが続いてきた結果、影響率も上昇し、最低賃金の引上げが企業経営に与えるインパクトが従来以上に高まっていると主張した。

さらに、賃金水準の引上げは生産性向上に裏付けられた付加価値の増加を伴うものでなければならず、中小企業や小規模事業者にとってベアに相当する最低賃金の引上げは、生産性向上とセットで考えるべきである。したがって、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上のための政府の支援策の成果が生産性の上昇という明確な形で認められることが大変重要であり、十分な生産性の上昇が確認できないまま、最低賃金の大幅な引上げだけが求められることになれば、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を地方最低賃金審議会に示すことになる。そうなれば、地方での審議において大きな混乱を招くことになり、ひいては、目安そのものに対する信頼が失われることになりかねないと主張した。

その上で、今年度のランク別の目安については、「法の原則」である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の特に第4表のデータを重視した審議を行うとともに、最低賃金のほり付き状況などを踏まえた、ランクごとの実態を反映した目安とすべきである。また、物価の上昇分を最低賃金の引上げで充当することについては、これまで物価が下落する中で、企業自らが生産性の向上に努め、経済の回復に先行して最低賃金の引上げに協力してきたこと、最近ようやく一部で経済状況が追いついてきたとはいえ、中小企業の生産性の向上が未だに確認できていない、ということ踏まえ、慎重に検討すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに下記1の公益委員見解が取りまとめられることについて、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）及び「『日本再興戦略』改訂 2015」（同日閣議決定）に特段の配慮をし、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」及び「『日本再興戦略』改訂 2015」に掲げられた中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。

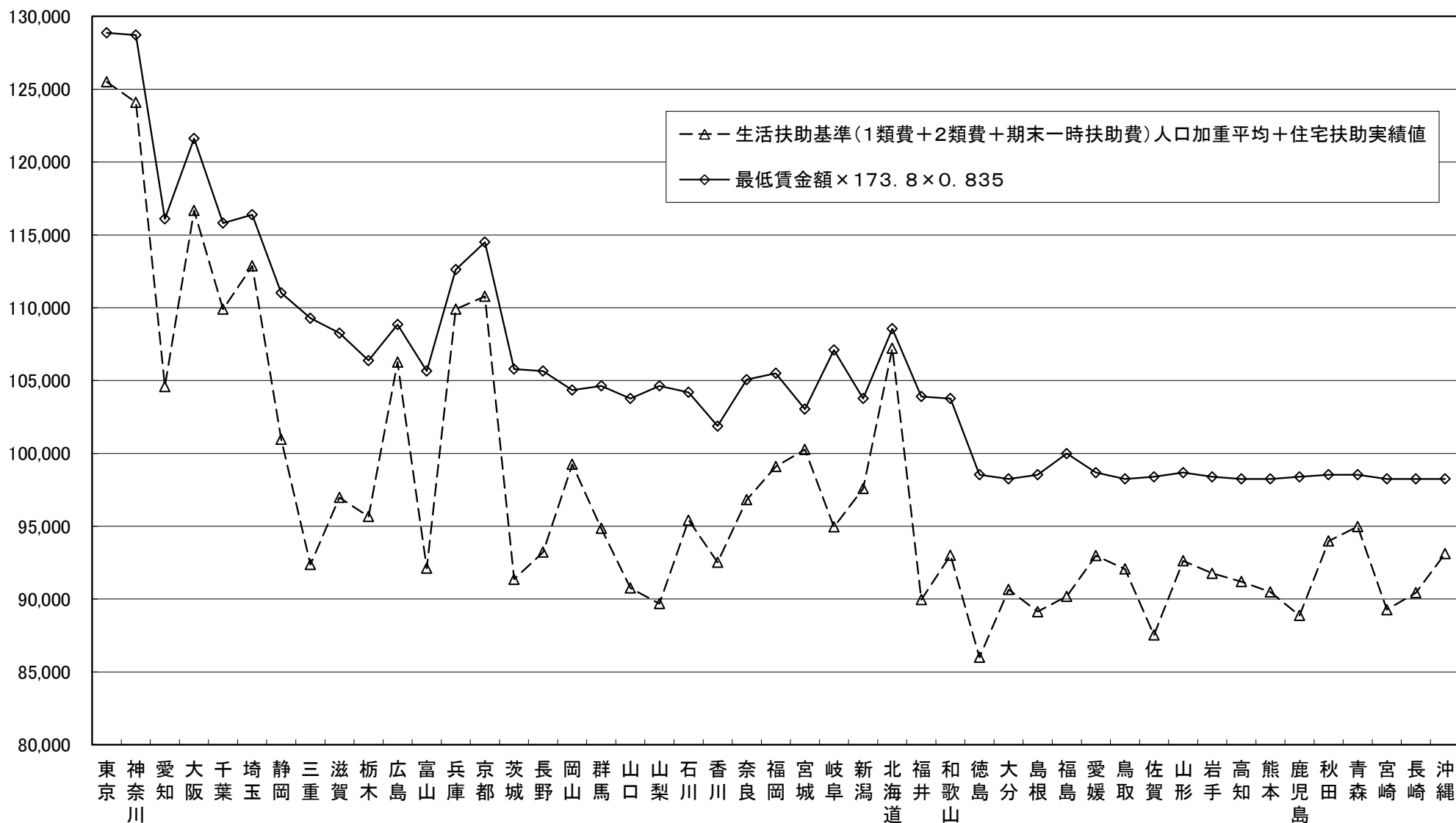
また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは平成25年度、最低賃金のデータは平成26年度のもの。

注4)0.835は時間額664円で月173.8時間働いた場合の平成25年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

別添